

住吉町 15 番街区利活用事業提案評価委員会設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、住吉町 15 番街区の利活用に係る事業者公募（以下「公募」という。）の実施に当たり、公募要領（評価基準を含む）の作成、住吉町 15 番街区において事業を実施しようとする者（以下「事業予定者」という。）の選定等について、客観的かつ公平な視点から意見を聴くために設置する住吉町 15 番街区利活用事業提案評価委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(委員会の目的)

第 2 条 委員会では、次に掲げる事項について、委員から意見を聴取する。

- (1) 公募要領（評価基準を含む）の作成に関すること。
- (2) 事業予定者の選定に関すること。
- (3) その他公募に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 6 人以内で組織する。

2 委員は、専門的な知識又は経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、鹿児島県が事業予定者と基本協定を締結する日までとする。

(会議)

第 5 条 知事は、委員の意見を聴くため、委員会の会議を開催することができる。

2 会議の公開・非公開については、委員会で協議の上、決定する。

(委員長)

第 6 条 委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選で選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 委員長が不在のときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(守秘義務)

第 7 条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(解嘱)

第8条 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、委員を解嘱することができる。

2 知事は、前項の規定により委員を解嘱した場合は、専門的な知識又は経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから、新たに委員を選出することができる。

(留意事項)

第9条 委員は、公募に関して委員に接触した者又は接触を試みた者は、応募者の資格等を失うおそれがあることに留意する。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、鹿児島県観光・文化スポーツ部PR観光課に置く。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年12月26日から施行する。